



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月16日金曜日 第2109号

◇ 目 次 ◇
規 則

土壤汚染対策法施行細則..... 909

告 示

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 910

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 910

建設業者の許可の取消し..... 910

道路の供用開始（県道網代鳥越線）..... 911

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 911

公 告

シェアリングの購入..... 911

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... 912

教育委員会告示

平成22年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項..... 916

平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項..... 920

平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項..... 922

公営企業告示

落札者等の告示..... 925

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第53号

土壤汚染対策法施行細則を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土壤汚染対策法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「政令」という。）及び土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の経由）

第2条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、申請、届出又は報告に係る土地の区域又は汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長（当該土地の区域を管轄する保健所が2以上ある場合は、いずれかの保健所長）を経由しなければならない。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この規則は、平成21年10月23日から施行する。
- この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間の第2条の規定の適用については、同条中「申請、届出又は報告に係る土地の区域又は汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長（当該土地の区域を管轄する保健所が2以上ある場合は、いずれかの保健所長）」とあるのは、「申請に係る汚染土壌処理施設の所在地を管轄する保健所長」とする。

告 示

○愛媛県告示第1265号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成21年9月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
30	愛媛県猟友会 西部支部 武 田 一 男	1 売りさばき人住所 西予市宇和町明間 1086	1 売りさばき人住所 西予市宇和町岩木 1502
		2 代表者氏名 武 田 一 男	2 代表者氏名 井 上 和 博
		3 売りさばき所 西予市宇和町明間 1086	3 売りさばき所 西予市宇和町岩木 1502

○愛媛県告示第1266号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年10月16日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

今治市伯方町木浦字足奈波乙509番、乙510番、乙511番、乙517番、乙518番、乙518番2及び乙520番1の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D・L・+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町大字木浦字高丸乙592番地の57、国土地理院「高丸山」四等三角点）は、北緯34度11分50.6910秒、東経133度07分20.0135秒の地点

1点は、基点から真北5度16分29秒486.30メートルの地点

2点は、1点から真北166度37分50秒120.00メートルの地点

3点は、2点から真北256度37分47秒60.24メートルの地点

4点は、3点から真北166度35分28秒0.48メートルの地点

5点は、4点から真北256度37分00秒19.25メートルの地点

(3) 面積

9,600.10平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年10月10日 愛媛県指令20港第414号

4 しゅん功認可年月日

平成21年10月16日

○愛媛県告示第1267号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-18)第591号	平成19年 2月27日	(有)石丸建設業	石丸 英嗣	松山市南高井町742-3	平成21年 9月1日	土木事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第13559号	平成18年 10月23日	池田組	池田 正彦	松山市竹原4-4-28	平成21年 9月2日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-18)第7756号	平成18年 7月24日	仙波農園	仙波 廣輔	松山市北久米町32	平成21年 9月10日	造園工事業	建設業の廃止
(般・特-19)第1901号	平成19年 11月1日	昭安土建(株)	藪 敬仁	松山市松末2-1-52	平成21年 9月11日	土木事業 建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第12777号	平成19年 8月17日	積和建設愛媛(株)	近藤 徹平	松山市久米窪田町289	平成21年 9月17日	土木事業 建築工事業 大工事業 とび・土工事業 内装仕上工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-17)第9909号	平成17年 9月3日	(有)南設備	弓岡 和幸	松山市北井門3-1-18	平成21年 9月29日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1362番2から 同町魚神山1361番2まで	平成21年10月16日

○愛媛県告示第1269号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古町地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年10月16日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古町地区）計画書の写し
- (2) 大洲市土地改良区約款の写し

2 縦覧期間

平成21年10月19日から11月16日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
シャーリングの購入
- (2) 購入物品名及び数量
シャーリング 3式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成22年3月26日
- (5) 納入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成21年12月2日（水）午前9時から平成21年12月3日（木）午後1時59分まで。

紙入札による場合は、平成21年12月3日（木）午後1時59分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成21年12月3日（木）午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

提出期限：平成21年11月25日（水）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

(ア) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

(イ) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : Shearing Machine , 3 set

(2) Time limit of tender : 1 :59 p . m . , 3 December

(3) For further information ,please contact : Supplies Procurement Section ,Accounting Division ,Treasury Bureau ,Ehime Prefectural Government , 4 - 4 - 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2156

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>960</u>	省略				川之江高等学校	3年	普通科	<u>1,000</u>	省略			
省略								省略							
土居高等学校	3年	普通科	<u>400</u>					土居高等学校	3年	普通科	<u>440</u>				
省略								省略							
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化学科	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>40</u>	新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化学科	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>80</u>
省略								省略							

西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科	<u>720</u> 120 120	省略				
省略								
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科 学科	<u>360</u> 120					
省略								
今治南高等学校	3年	普通科 園芸ク リエイ ト科	<u>720</u> 120					
省略								
伯方高等学校	3年	普通科	<u>200</u>					
省略								
松山南高等学校	3年	普通科 理数科	<u>1,000</u> 120	省略				
省略								
松山中央高等学校	3年	普通科	<u>1,120</u>					
松山工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 電子科 情報技 術科 情報電 子科 工業化 学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 <u>40</u> <u>40</u> <u>80</u> 120 120 120 120	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 <u>40</u> 160	
省略								
上浮穴高等学校	3年	普通科 森林環 境科	<u>100</u> <u>100</u>					
省略								
中山高等学校	3年	普通科 特用林 産科	<u>100</u> <u>100</u>					
省略								
長浜高等学校	3年	普通科	<u>200</u>					
省略								
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビ ジネス 科	<u>480</u> 240 120	省略				

西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科	<u>760</u> 120 120	省略				
省略								
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科 学科	<u>400</u> 120					
省略								
今治南高等学校	3年	普通科 園芸ク リエイ ト科	<u>760</u> 120					
省略								
伯方高等学校	3年	普通科	<u>220</u>					
省略								
松山南高等学校	3年	普通科 理数科	<u>1,040</u> 120	省略				
省略								
松山中央高等学校	3年	普通科	<u>1,160</u>					
松山工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 電子科 情報技 術科 情報電 子科 工業化 学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 <u>80</u> <u>80</u> <u>40</u> 120 120 120 120	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 <u>80</u> 160	
省略								
上浮穴高等学校	3年	普通科 森林環 境科	<u>110</u> <u>110</u>					
省略								
中山高等学校	3年	普通科 特用林 産科	<u>110</u> <u>110</u>					
省略								
長浜高等学校	3年	普通科	<u>220</u>					
省略								
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビ ジネス 科	<u>520</u> 240 120	省略				

省略							
三崎高等学校	3年	普通科	220				
三瓶高等学校	3年	普通科	220				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120	3年 以上	普通科	夜	120
宇和島南高等学校				3年 以上	普通科	夜	40
省略							
北宇和高等学校	3年	普通科 生産食品科	240 120				
日吉分校				4年	農業科	昼	80
省略							

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員	
松山盲学校	視覚障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 保健医療科	28 28
		専攻科		3年	理療科	28
松山聾学校	聴覚障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 産業工芸科 理容科 被服科	18 10 28 10
		高等部	本科	3年	普通科	80
		高等部	本科	3年	普通科	80
しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者及び病弱者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科	80

省略							
三崎高等学校	3年	普通科	240				
三瓶高等学校	3年	普通科	240				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
土居分校				4年	農業科	昼	40
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120	3年 以上	普通科	夜	80
宇和島南高等学校				3年 以上	普通科	夜	80
省略							
北宇和高等学校	3年	普通科 生産食品科	240 120				
日吉分校				4年	農業科	昼	120
省略							

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員	
松山盲学校	視覚障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 保健医療科	30 30
		専攻科		3年	理療科	30
松山聾学校	聴覚障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 産業工芸科 理容科 被服科	10 20 30 20
		高等部	本科	3年	普通科	84
		高等部	本科	3年	普通科	84
しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者及び病弱者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科	84

	(身体虚弱者を含む。)								
省略									
新居浜分校	知的障害者	省略							
		高等部	本科	3年	普通科	32			
宇和特別支援学校	聴覚障害者	省略							
		高等部	本科	3年	普通科	28			
	省略								
備考 省略									

	(身体虚弱者を含む。)								
省略									
新居浜分校	知的障害者	省略							
		高等部	本科	3年	普通科	16			
東予学園分校	知的障害者	小学部		6年					
		中学部		3年					
宇和特別支援学校	聴覚障害者	省略							
		高等部	本科	3年	普通科	30			
	省略								
大洲学園分校	知的障害者	小学部		6年					
		中学部		3年					
野村学園分校	知的障害者	小学部		6年					
		中学部		3年					
備考 省略									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成22年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	学科	入学定員	学科	入学定員
土居高等学校	普通科	120		
伯方高等学校	普通科	60		
松山南高等学校	普通科	320		
松山中央高等学校	普通科	360		
松山工業高等学校	情報電子科	40		
上浮穴高等学校	普通科	30		
	森林環境科	30		
中山高等学校	普通科	30		
	特用林産科	30		
長浜高等学校	普通科	60		
三崎高等学校	普通科	60		
三瓶高等学校	普通科	60		
宇和島東高等学校			普通科	40

(特別支援学校の入学定員の特例)

3 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成22年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部		学科	入学定員
松山盲学校	視覚障害者	高等部	本科	普通科	8
				保健医療科	8
			専攻科	理療科	8
松山聾学校	聴覚障害者	高等部	本科	普通科	8
				理容科	8
しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)	高等部	本科	普通科	24
今治特別支援学校 新居浜分校	知的障害者	高等部	本科	普通科	16
宇和特別支援学校	聴覚障害者	高等部	本科	普通科	8

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

平成22年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成22年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成22年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 平成22年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。)ができる。
また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成22年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成22年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成22年2月18日(木)午前9時から同月24日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月24日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙

をちょう付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県立立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(4) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成22年1月15日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成22年1月22日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(7) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成22年1月15日（金）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(4) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成22年1月22日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(7) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成22年2月17日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在任期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成22年2月25日（木）午前9時から同年

3月3日（水）正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同年3月3日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成22年2月25日（木）午前9時から同年3月3日（水）正午までに、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(7) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(4) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成22年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成21年5月19日愛媛県教育委員会公告）1(1)に定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校及び松山南高等学校砥部分校のデザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成22年 3月10日（水）	9:00～9:30	点呼、受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:45～11:10	国 語（作文）
	11:25～12:15	理 科
	12:15～13:10	（ 昼 食 ）
	13:15～14:05	社 会

平成22年 3月11日(木)	9:00~9:30	点呼、受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:50~11:50	英 語
	11:50~12:50	(昼 食)
	13:00~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(7) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科(理数科を【理数科、総合学科】
除く。)]

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点			満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C	A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

$$C = \text{調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算 (100点満点)}$$

イ 定時制の課程

(7) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150

4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成22年3月18日(木)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成22年3月18日(木)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成22年3月18日(木)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までに、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成22年度入学者の募集を行う全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

- ア 推薦入学を志願できる者は、平成22年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。
- イ 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
- ロ 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
- ハ 人物が優れていること。
- ニ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
- ホ 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成22年1月22日(金)午前9時から同月29日(金)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。
 なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

- ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。
- イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、推薦入学受験票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。
- ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受験票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

ア 調査書

イ 推薦書

5 作文、小論文、面接及び集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成22年 2月9日(火)	9:00~	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成22年2月15日(月)午前10時から同月17日(水)正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により在籍中学校長に通知する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成22年2月22日(月)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成22年3月18日(木)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成22年3月10日(水)及び11日(木)に実施した一般入学選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成22年3月18日(木)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成22年3月19日(金)午前9時から同月29日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(月)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成22年3月19日(金)午前9時から同月29日(月)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成22年 4月2日(金)	9:30~10:00	点呼、受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成22年4月5日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成22年度愛媛県立中等教育学校入学選考実施要項を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成22年度愛媛県立中等教育学校入学選考実施要項

平成22年度愛媛県立中等教育学校の入学選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成22年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

- 愛媛県立今治東中等教育学校 160名
- 愛媛県立松山西中等教育学校 160名
- 愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成22年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 平成22年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成21年12月15日（火）午前9時から同月22日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月22日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒を添え、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。

- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認部2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成21年12月8日（火）までに面接、作文及び適性検査に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成21年12月14日（月）までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成21年12月8日（火）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成21年12月14日（月）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情

を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成22年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成21年12月14日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

6 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成21年12月28日（月）又は平成22年1月4日（月）から同月6日（水）の午前9時から午後4時までに、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

7 受検票の交付

中等教育学校長は、平成21年12月28日（月）から平成22年1月6日（水）までに受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

8 面接、作文及び適性検査

入学志願者全員に対して、次により面接、作文及び適性検査を行う。

- (1) 面接
入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (2) 作文
作文の字数は、600字程度とする。
- (3) 適性検査
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成22年 1月9日（土）	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

- (5) 検査場
検査場は、志願先の中等教育学校とする。

9 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等につい

ては、中等教育学校長が定める。

イ 面接、作文及び適性検査の評価は、それぞれ50点満点とする。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

10 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成22年1月15日(金)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成22年1月15日(金)に入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

11 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成22年1月15日(金)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月15日(金)にあつては、午前9時)から午後5時まで、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の得点

12 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成22年1月15日(金)の入学予定者の発表後から同月22日(金)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書又は口頭により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を添付する。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

- (2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成22年3月31日(水)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

13 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成22年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成22年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成22年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成22年2月1日(月)から同月12日(金)までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後4時まで(同月12日(金)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(今治特別支援学校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) 今治特別支援学校の産業科を第1志望とする場合で、当該校又は新居浜分校の普通科を第2志望又は第3志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成22年2月15日(月)午前9時から同月23日(火)午後4時までに、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。)

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。)が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成22年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成21年5月19日愛媛県教育委員会公告)2(1)アに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成22年3月5日(金)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(本校又は分校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成22年3月19日(金)午前10時に、当該特別支援学校(本校又は分校)において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成22年3月19日(金)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時(3月19日(金)にあつては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成22年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業

する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成22年2月15日（月）午前9時から同月23日（火）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成22年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成21年5月19日愛媛県教育委員会公告）2（1）イに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成22年3月5日（金）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成22年3月19日（金）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名	入 学 定 員	
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今治特別支援学校新居浜分校	本 科	普 通 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (聴 覚 障 害 部 門)	本 科	普 通 科	8
宇 和 特 別 支 援 学 校 (知 的 障 害 部 門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
計			266

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年10月16日

愛媛県立中央病院長 梶原 眞 人

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
重油（JIS K2205 1種2号） 約762,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成21年9月25日	上岡商事株式会社 松山市余戸中四丁目15番19号	53,235円	一般競争入札	平成21年1月30日